

6 監 第 3 1 号

令和 6 年 8 月 20 日

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度決算に基づ
く健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載
した書類を審査した結果について、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1	準拠した基準	3
第 2	審査の種類	3
第 3	審査の対象	3
第 4	審査の着眼点	3
第 5	審査の実施内容	3
第 6	審査の結果	3
<審査対象書類の概要>		
	健全化判断比率審査	4
	資金不足比率審査	5

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年尾張旭市監査委員告示第1号）

第2 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

第3 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかどうかを主眼として審査しました。

第5 審査の実施内容

令和6年8月14日から同月20日までの間、市長から提出された上記第3について、試査により検討するとともに、関係職員からの説明を聴取することにより審査しました。

第6 審査の結果

審査した限り、重要な点において、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められました。

健全化判断比率審査

今年度においても、財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準（早期健全化基準）以上となる比率はありません。

	健全化判断比率		早期健全化基準	
	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
実質赤字比率	—	—	12.65%	12.68%
連結実質赤字比率	—	—	17.65%	17.68%
実質公債費比率 (3か年平均)	3.6 %	3.6 %	25.0 %	25.0 %
将来負担比率	—	—	350.0 %	350.0 %

1 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていません。

2 連結実質赤字比率

歳入歳出決算において連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていません。

3 実質公債費比率

実質公債費比率（3か年平均値）3.6%は、前年度と同じ比率となっています。単年度で見ると、令和3年度は2.3%、令和4年度は4.5%、令和5年度は4.1%となっています。

4 将来負担比率

充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は計上されていません。

資金不足比率審査

今年度においても、公営企業の経営の健全化を図るべき基準（経営健全化基準）以上となる比率はありません。

1 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

資金不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。

2 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

比 率 名	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0%

資金不足額が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。